

## 後見センターだより（第39回）

### 1 はじめに

後見センターでは、令和4年2月から、総合支援型後見監督人の選任の運用を開始しました。これは、親族後見人の選任が相当と考えられる事案のうち、本人<sup>1</sup>の流動資産が比較的高額である後見類型の事案について、後見事務の経験が豊富な三士会<sup>2</sup>に所属する専門職を後見監督人<sup>3</sup>に選任し、選任後9か月間<sup>4</sup>かけて、専門職後見監督人が、親族後見人に対して、後見事務全般についての指導・助言・相談対応等を含む総合的な支援を積極的・能動的に行い、親族後見人が親族後見人として求められる一般的な知識・経験（一通りの後見事務をおおむね問題なく行うことができる程度の力）を身に付けてもらうことを目的として、その支援を図る<sup>5</sup>というものです。

総合支援型後見監督人選任の運用開始から既に1年半以上が経過し、親族後見人が到達点（後述）に達したとして後見監督人による支援を終了するに至った事案も増えてきています。

そこで、本稿では、その運用状況を紹介するとともに、運用開始後に生じた課題や実務上の留意点について説明したいと思います。

### 2 運用状況

あくまで概数ではありますが、運用を開始した令和4年2月から令和5年11

---

<sup>1</sup> 成年被後見人を「本人」という。

<sup>2</sup> 大阪弁護士会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート大阪支部、大阪社会福祉士会を指す。

<sup>3</sup> 成年後見監督人を「後見監督人」という。

<sup>4</sup> この9か月間を「当初支援期間」という。なお、親族後見人が到達点（後述）に達する見込みがある事案では、後見開始の審判確定から最長2年の範囲で支援期間の延長を認める扱いである。

<sup>5</sup> 総合支援型後見監督人の詳細については、本連載第28回から第30回までを参照されたい。

月末までの間に申し立てられた事件のうち、総合支援型後見監督人の選任を検討した件数は317件、うち総合支援型後見監督人を選任した件数は265件<sup>6</sup>、その職種の内訳は弁護士が111件、司法書士が142件、社会福祉士が12件となっています。社会福祉士の選任が少なくなっていますが、これは、本人の流動資産が比較的高額である事案を対象としているため、支援商品<sup>7</sup>の利用を必要とする事案が多く、そのような事案については、これまで支援商品の利用検討に携わることが多かった弁護士又は司法書士を原則として選任していることが影響しています。総合支援型後見監督人は、標準的な後見実務一般に精通する「後見のプロ」として、親族後見人に一通りの後見事務をおおむね問題なく行うことができる程度の力を身に付けてもらうようアドバイザーとして関与していくことに重点があり、その点においては、総合支援型後見監督人の職種が何であるかに有意な差はないと考えています。

総合支援型後見監督人の選任を検討しながら選任まで至らなかった事案としては、選任までに本人が死亡した事案が最も多く、その他、親族が総合支援型後見監督人の選任に強硬に反対した事案、親族間の対立が判明し専門職後見人の選任が相当と判断された事案、後見人候補者となっていた親族自身が候補者を辞退した事案、支援商品の利用をまず優先することとし、そのために専門職を後見人に選任して必要な手続をとつてもらい、その後に親族後見人に引き継ぐこと（リレー）が相当と判断された事案等があります。

また、令和5年11月末の時点で当初支援期間が経過した件数は72件<sup>8</sup>、うち親族後見人が一通りの後見事務をおおむね問題なく行うことができる程度の力を身に付けたと裁判所が判断して総合支援型後見監督人が辞任するに至った件数は33件、監督期間を延長した件数は17件、支援終了後に一定の課題につき監督

<sup>6</sup> 本稿執筆のために件数の調査を行った令和5年12月11日時点の数値である。

<sup>7</sup> 後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金を指す。

<sup>8</sup> 総合支援型後見監督人選任後、当初支援期間経過前に本人が死亡した事案も多い。

事務を行う後見監督人（個別課題支援型監督人）を選任した件数は11件、定期報告につき監督事務を行う後見監督人（定期確認型監督人）を選任した件数は7件、専門職後見人を選任した件数は4件となっています。

### 5 3 申立てから開始まで

後見センターでは、総合支援型後見監督人の選任の要件に該当する事件については、書面審理<sup>9</sup>の対象とはせず、受理面接又は家庭裁判所調査官<sup>10</sup>による面接調査を実施し、事件関係者<sup>11</sup>に対し、総合支援型後見監督人の意義・役割を分かりやすく説明することを心掛けており、多くの事案では事件関係者の納得を得た上で、総合支援型後見監督人の選任に至っております。

もっとも、事件関係者に対して説明した結果、総合支援型後見監督人の選任に反対の意向が示された事案<sup>12</sup>もあります。総合支援型後見監督人の制度の理念に照らせば、反対の意向が示されたからといって直ちに選任を止めるということは避けたいと考えており、受理面接や調査官の調査面接により制度のメリットを粘り強く説明し、事件関係者に納得してもらうための努力を重ねています。それでもなお反対されたことから、支援の実効性が期待できないと判断して総合支援型後見監督人を選任しなかった事案も僅かながら存在しており、今後はこのような事案についてどのように対応していくのかが課題であると考えています。

### 20 4 就任直後から初回報告まで

総合支援型後見監督人は、審判確定後、親族後見人や本人との面談を実施し、審判確定日から1か月と2週間以内（目安）に親族後見人から後見等事務報告書（初回）等を受領し、審判確定日から2か月と1週間後までに同書類を含めて監

<sup>9</sup> 書面審理については、本連載第5回を参照されたい。

<sup>10</sup> 以下、本稿においては単に「調査官」という。

<sup>11</sup> 申立人や後見人候補者となっている親族等を指す。

<sup>12</sup> 報酬について納得が得られない場合が多い。

督事務報告書（初回）を裁判所に提出することが予定されています。

実際に提出された初回報告を見る限り、多くの事案では予定どおりの報告がされており、親族後見人が指導に従わないなど大きな問題が生じている事案は余り目にしません。もちろん、親族後見人が後見事務報告書等を作成する際には、総合支援型後見監督人が適切に指導・助言を行っており、結果として裁判所に提出する時点では問題が生じていないということも考えられますので、総合支援型後見監督人において親族後見人の適格性等について裁判所に報告しておいたほうがよいのではないかと考えた事項がありましたら、遠慮することなく監督事務報告書に記載していただければと思います。

特に、後見センターでは、総合支援型後見監督人の選任の要件に該当する事件については、その理念に照らして、可能な限り親族後見人候補者を後見人に選任する方向で検討していますので、結果として円滑な後見事務を行うことが困難な親族が後見人に選任される事案が一定程度あり得ることも承知しています。後見人としての適格性を見極めることも総合支援型後見監督人の業務の一環であると考えていますので、およそ後見事務を行うことが困難であると判断された場合には、初回報告においてその旨報告していただいても構いません<sup>13</sup>。

## 5 初回報告から2回目報告まで

(1) 総合支援型後見監督人は、審判確定日から8か月後（目安）に親族後見人から後見等事務報告書（2回目）等を受領し、審判確定日から9か月後に監督事務報告書（2回目）を裁判所に提出することが予定されており、その際、親族後見人が「到達点<sup>14</sup>」に達しているか否かを見極め、本人にふさわしい後見体制

<sup>13</sup> 当初支援期間が経過する前に親族後見人が到達点に達したと判断して支援を終了することは予定していないが、反対に、親族後見人の能力が著しく不足するなどし、到達点に達しないことが明らかな事案については、当初支援期間が経過する前に支援を打ち切ることは否定されていない。

<sup>14</sup> 「到達点」は、成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決

についての意見を述べることとされています。

実際に提出された2回目報告を見る限り、多くの事案では総合支援型後見監督人において親族後見人が到達点に達しているか否かを適切に評価していただき、本人にふさわしい後見体制についても適切に意見を述べていただいているものと思います。  
5

(2) ここで、2回目報告との関係で注意していただきたい点が一つあります。それは支援商品の利用の時期についてです。

総合支援型後見監督人には、審判確定日から8か月時点で親族後見人が到達点に達しているかの見極めをしていただき、審判確定日から9か月後に2回目報告をしていただくことになっているため、裁判所は、2回目報告があるまでは、親族後見人の活動の実態や課題の存在、親族後見人が到達点に達しているかなどの情報を得ることはできません。  
10

ところが、事案によっては比較的早い段階で総合支援型後見監督人から支援商品の利用のための「報告書兼指示書」のみが提出される場合があります。総合支援型後見監督においては、支援商品は親族後見人が到達点に達していることを前提に利用されるものですから、親族後見人が到達点に達しているかの見極めをする前に支援商品利用のための報告書兼指示書が提出されるのは理論的にはおかしいということになります（当初支援期間が経過する前に親族後見人が到達点に達したと判断して支援を終了することが予定されていないことは注記13のとおり。）。また、裁判所としても、2回目報告があるまでは、親族後見人が到達点に達しているかなどの情報を得ることはできないため、親族後見人が到達点に達しているかの判断をすることはできず、指示書の発行の判断もできないことになります。  
15  
20

---

定）の趣旨を踏まえ、後見事務を「意思決定支援」、「財産管理事務」、「身上保護事務」、「報告事務」、「地域における相談窓口理解」の5つの観点に分け、それぞれについて親族後見人として求められる一般的な知識・経験を定めている。

そこで、総合支援型後見監督人においては、支援商品利用の時期については十分注意していただき、報告書兼指示書の提出に当たっては、親族後見人が到達点に達していることや支援商品の利用の判断に至った理由等を併せて報告していただく必要があり、そうすると、報告書兼指示書の提出は、早くても2回目報告の直前となるはずであることに留意していただきたいと考えています。

なお、後見センターでは、前述のとおり、支援商品の利用を先行させるためにまず専門職を選任し、その手続終了後に親族後見人に引き継いでいただくという運用もしております。こうした運用と区別する点からも、総合支援型後見監督人においては、早期に支援商品利用の手続をとっていただくのは相当でないということになります。

(3) また、総合支援型後見監督人において当初支援期間内に本人が死亡して後見が終了した場合に提出すべき報告書に関して問合せがありますので、後見センターの取扱いについて説明します。

総合支援型後見監督人には、総合支援型用の監督事務報告書及び後見等事務報告書の提出を求めていますが、これは親族後見人が「到達点」に達しているか否かの意見等を述べていただくためのものです。そのため、当初支援期間が経過する前に本人が死亡して後見自体が終了する場合、そのような意見等を述べていただく必要がなくなりますので、後見事件一般で用いられている通常の監督事務報告書及び後見事務報告書を提出していただいて構いません。

## 6 初当支援期間終了後

(1) 裁判所は、2回目報告で総合支援型後見監督人から提出された意見を踏まえ、  
①親族後見人が到達点に達し、かつ、更なる支援の必要もない、②親族後見人が到達点に達しているが、支援商品の契約締結に向けた支援を行うため監督期間の延長をする必要がある、③親族後見人が到達点に達しているが、他の役割(定期確認型又は個別課題支援型)の監督人を関与させる必要がある、④親族

後見人が到達点に達する見込みはあるが、当初支援期間内では到達点に達していないため監督期間を延長する必要がある、⑤親族後見人が到達点に達しておらず、開始審判確定から2年経過までに到達点に達する見込みがない、のいずれに該当するかを判断しています。

前記2で紹介したとおり、総合支援型後見監督人による監督期間を延長した件数は17件ありましたが、いずれも上記②を理由とするものでした。また、上記③の判断となったもののうち、支援終了後に個別課題支援型監督人を選任した事案を見ると、遺産分割、不動産売却、訴訟対応、株式売却等への対応や、これらにより流動資産が増加した後の支援商品の利用検討等が個別課題として挙げられていました。

(2) ここで、総合支援型後見監督人による支援終了後に他の役割（定期確認型又は個別課題支援型）の監督人を関与させる必要がある場合、総合支援型後見監督人と同一人を監督人として継続させるか（いわゆる「横滑り」を認めるか）という問題があります。

この点、後見センターでは、支援商品の利用が相当でないことを理由に定期確認型として引き続き監督人を関与させる場合には、特段の事情のない限り「横滑り」を認めず、別の専門職を監督人に選任し直すのが相当と考えています。このような場合に「横滑り」を認めてしまうと、引き続き報酬を得ることを目的として支援商品の利用に関する判断が歪められてしまう可能性があるためです<sup>15</sup>（横滑り後に引き続き報酬を得ることを目的として支援商品の利用を否定することも考えられ、いわゆる「お手盛り」と同様の問題を生じる不適切な事態を招きかねないと考えています。）。

一方で、「お手盛り」の危険を排除でき、総合支援型後見監督人と同一人を監督人として選任する方が事務をスムーズに行え、親族後見人もそれを望んでい

---

<sup>15</sup> 支援商品の利用の検討のため専門職後見人を選任し、検討の結果、支援商品の利用が相当でないとされた場合も、横滑りは認めていない。

る場合には、「横滑り」を認めてよいと考えています。実際にも、支援終了後に個別課題支援型監督人を選任した事案では、こうした事情に加え、課題解決までという終期があることも加味して、「横滑り」を認める判断をしています。

(3) また、親族後見人が到達点に達しておらず、開始審判確定から2年経過までに到達点に達する見込みがないという理由で専門職後見人を選任する場合にも、上記(2)と同様に総合支援型後見監督人と同一人を後見人として選任してよいかという問題があります（これも「横滑り」の一種です。）。

総合支援型後見監督人は、親族後見人が親族後見人として求められる一般的な知識・経験（一通りの後見事務をおおむね問題なく行うことができる程度の力）を身に付けるよう支援することに主眼がありますので、「横滑り」を認めてしまうと、親族後見人を支援することを疎かにし、ひいては親族後見人が到達点に達したかの判断が歪められてしまう可能性があります。

そのため、後見センターでは、特段の事情のない限り「横滑り」を認めず、別の専門職を後見人に選任するのが相当と考えています<sup>16</sup>。

15

## 7 終わりに

今回は、総合支援型後見監督人の制度の運用状況や運用開始後の実務上の留意点等について説明しました。現在、後見センターでは、専門職後見監督人側から見た制度の実情を把握し、今後の課題等を検討するため、三士会に所属する専門職に対してアンケートを実施しています。アンケート結果の取りまとめが終わりましたら、本連載で再度紹介したいと考えています。

以上

---

<sup>16</sup> 初回報告までの段階で親族後見人が辞意を表明するなど、選任当初から総合支援型後見監督人の選任が相当でなかった事案については、例外的に「横滑り」を認めても支障はないと考える。

## ◎小窓

後見等事務報告書及び財産目録を提出される際は、報告月の前月末日までの報告をお願いします。

後見人等には、1年に一度、後見等事務報告書及び財産目録を提出していただいていますが、これらの作成の基準日は、報告月の前月末日としてください。まれにですが、報告月の前月の途中時点での報告をいただくことや、報告月に入った報告をいただくことがあります。家庭裁判所の迅速な審査、事件処理のために、基準日は報告月の前月末日としていただけると助かります。

同じ観点から、もう一点。財産目録に添付していただいている通帳のコピーには、前回までに報告済みの位置（今回報告時の手前）に、ラインを引いて（区切って）いただき、さらに、今回報告基準日（報告月の前月末日）の残高に、丸印をつける又はマーカー等でラインを引く等の処理を施していただけすると、後見人等においても、報告の範囲が明らかとなり財産目録の残高欄に記入する額を間違いなく把握できますし、家庭裁判所においても、審査の際に見るべき範囲や財産目録との照合が容易になるため非常に助かります。

以上、書記官の視点からのお願いです。ご協力いただけすると大変助かります。よろしくお願いします。